

(案)

区域計画の変更の認定申請書

令和8年 月 日

内閣総理大臣 殿

愛知県国家戦略特別区域会議

令和7年6月9日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区支援利子補給金の支給事業」を1事業追加する。
- (2) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 12 別紙

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 8 年 2 月 25 日
愛知県国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (21) 略

(22) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援

(国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

①～② 略

③ 自動車産業を始めとするモノづくり産業の基盤強化に資する物流 GX・DX 推進事業

伊勢湾海運株式会社が、モノづくりに係る産業貨物の取扱いの安定化や物流 GX・DX に資する物流施設の整備により、サプライチェーン強靱化やモノづくりの基盤強化を図る、地域産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 号チに該当するもの）を行うことにより、モノづくりにおける我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

(23) 名称：国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業

内容：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域において、保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止する措置を講じた上で、薬局開設者が、その薬局で行う調剤の業務の一部を他の薬局で行うことを当該他の薬局の薬局開設者に委託する事業を実施する。

① 愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市が薬局に対する指導監督を実施する以下の地域

・愛知県全域【令和 8 年度より実施】

以下 略

新旧対照表

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)</p> <p>①～② 略</p> <p>③ <u>自動車産業を始めとするモノづくり産業の基盤強化に資する物流GX・DX推進事業</u> <u>伊勢湾海運株式会社が、モノづくりに係る産業貨物の取扱いの安定化や物流GX・DXに資する物流施設の整備により、サプライチェーン強靱化やモノづくりの基盤強化を図る、地域産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、モノづくりにおける我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。</u></p> <p>(23) 名称：国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業</p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)</p> <p>①～② 略</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>

内容：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域において、保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止する措置を講じた上で、薬局開設者が、その薬局で行う調剤の業務の一部を他の薬局で行うことを当該他の薬局の薬局開設者に委託する事業を実施する。

① 愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市が薬局に対する指導監督を実施する以下の地域

・愛知県全域【令和 8 年度より実施】

以下 略

以下 略